

○総務省告示第二百二十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一〇四 略〕

五 SIPサーバ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ

その他前各号に掲げる設備に付随する設備

〔六 略〕

別表

単位指定区域	電気通信事業者
〔略〕	〔略〕
和歌山県	株式会社オプテージ
〔略〕	〔略〕
香川県	株式会社STNet
高知県	株式会社STNet
〔略〕	〔略〕

〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備

〔六 同上〕

別表

単位指定区域	電気通信事業者
〔同上〕	〔同上〕
和歌山県	株式会社オプテージ 株式会社ジェイコムウエスト
〔同上〕	〔同上〕
香川県	株式会社STNet
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。